

○総務省令第四十六号

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第十七項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣 林 芳正

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第二十九項中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十七項」に改め、同条第八十七項を同条第八十八項とし、同条第八十六項中「附則第十一条第四十八項」を「附則第十一条第四十九項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第八十五項中「附則第十一条第四十七項第二号」を「附則第十一条第四十八項第二号」に改め、同条第八十四項中「附則第十一条第四十七項第一号」を「附則第十一条第四十八項第一号」に、「同条第四十八項」を「同条第四十九項」に改め、同項を同

条第八十五項とし、同条第八十三項を同条第八十四項とし、同条第八十二項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十六項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第八十一項中「附則第十一条第四十四項第一号」を「附則第十一条第四十五項第一号」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第七十九項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第七十八項中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条中第七十七項を第七十八項とし、第七十三項から第七十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七十二項中「附則第十一条第四十二項」を「附則第十一条第四十三項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十一項中「附則第十一条第四十一項」を「附則第十一条第四十二項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十項を同条第七十一項とし、同条第六十九項中「附則第十一条第四十項」を「附則第十一条第四十一項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条中第六十八項を第六十九項とし、第六十七項を第六十八項とし、同条第六十六項中「附則第十一条第三十九項第一号」を「附則第十一条第四十項第一号」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十五項中「附則第十一条第三十八項」を「附則第十一条第三十九

項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十四項中「附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十八項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十三項中「附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十八項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十二項中「附則第十一条第三十三項第二号」を「附則第十一条第三十四項第二号」に改め、同項を同条第六十一項中「附則第十一条第三十三項第一号」を「附則第十一条第三十四項第一号」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十項中「附則第十一条第三十三項」を「附則第十一条第三十四項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十九項を同条第六十項とし、同条第五十八項の表第一号中「附則第十一条第三十一項第一号」を「附則第十一条第三十二項第一号」に改め、同表第二号中「附則第十一条第三十一項第二号」を「附則第十一条第三十二項第二号」に改め、同表第三号中「附則第十一条第三十一項第三号」を「附則第十一条第三十二項第三号」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第五十七項中「附則第十一条第三十二項第六号」を「附則第十一条第三十三項第六号」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十六項中「附則第十一条第三十項」を「附則第十一条第三十一項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条中第五十五項を第五十六項とし、第四十六項から第五十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十五項中「附則第十一条第二十

七項」を「附則第十一条第二十八項」に、「同条第二十六項第一号」を「同条第二十七項第一号」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十四項中「附則第十一条第二十六項第二号」を「附則第十一条第二十七項第二号」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十三項中「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十二項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項を同条第四十一項とし、同条第三十九項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十八項中「附則第十一条第二十二項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項中「附則第十一条第二十一項」を「附則第十一条第二十二項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十六項を第三十七項とし、第三十三項から第三十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十二項中「第三十六項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条中第三十一項を第三十二項とし、第三十項を第三十一項とし、第二十九項の次に次の一項を加える。

30 政令附則第十一条第十七項に規定する都市の魅力の向上及び国際競争力の強化に資する施設で総務省令

で定めるものは、次の各号に掲げる施設（都市再生特別措置法第四十四条の三第一項に規定する都市再生整備等協定に定められたものに限る。）であつて、都市の魅力の向上及び国際競争力の強化に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一 民間事業者の交流又は連携の拠点となる集会施設

二 国際会議場施設（二百人以上を収容することができ、かつ、同時通訳設備を用いた会議等の開催が可能な施設に限る。）

三 観光案内所

四 防災上有効な備蓄倉庫

附 則

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日から施行する。